

第21回西和賀町議会決算審査特別委員会

令和4年9月14日（水）

午前 9時30分 開 議

委員長 出席委員数は全員であります。

会議は成立をしております。

これより本日の会議を開きます。

内記町長並びに柿崎教育長から提出されております説明員は着席のとおりでありますので、氏名の呼称は省略いたします。

それでは、本日の会議に入ります。本日は、令和3年度西和賀町一般会計歳入歳出決算ほか6特別会計の歳入歳出決算及び2事業会計の決算に係る総括的な質疑を行いたいと思います。

総括質疑に入る前に、各課の質疑の中で資料請求のあったものについては既に配付しておりますので、ご確認ください。

各課の質疑の中で保留となっておりました件について、配付されております資料の説明も含め答弁を求められておりますので、これを許します。

総務課長。

総務課長 おはようございます。よろしく申し上げます。私のほうからは、総務課の審査において深澤委員さんからご質問のあった点で答弁を保留しておりました全国町村会総合賠償補償保険料の内容についてお答えしたいと思います。

資料としては、1枚物で保険制度の趣旨、保険制度の内容というものを配付しております。そちらに従って説明したいと思います。この総合賠償補償保険については、町が所有、使用管理する施設の瑕疵及び町の業務遂行上の過失に起因する事故について、町が法律上の損害賠償責任を負う場合の損害に対して総合的に保険金を支払う保険制度で、全国町村会が損害保険会社と加入町村等を被保険者とする団体保険契約

を締結し、実施しているものであります。

保険制度の内容については、1つ目として、賠償責任保険、これは事故により町が法律上の賠償責任を負担することとなった場合の損害に対して保険金が支払われるということになります。

2つ目が予防接種保険ということで、予防接種により身体障害を与えた場合に、町が法律上の賠償責任を負担することとなった場合の損害に対しての保険金となります。

3つ目が個人情報漏えい保険ということで、これは個人情報の漏えいにより、町が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害や対応費用に対しての保険金となります。

次、4つ目が公金総合保険ということで、町が取り扱う公金が火災や盗難により損害を受けた場合に支払われる保険となります。

次、5つ目が補償保険ということで、町が主催、共催する行事等において障害が発生した場合に被災者に支払う補償費用に対して保険金が支払われるものであります。

なお、資料のサイバー保険、これについてはオプションということで、町では加入していません。

次に、掛金についてですけれども、加入年度の4月1日現在の住基人口に契約類型ごとに掛金、町では10段階、10の類型があるうちの8の類型に入っておりますので、91.8円を掛けた48万9,569円が保険料となります。契約期間については、令和3年6月1日から令和4年5月31日となっております。

次に、この保険が適用された事例について説明したいと思います。湯田庁舎や沢内庁舎、こ

これらの施設からの落雪により、駐車していた車両に損害が及んだ場合、その賠償責任として保険金が下りておりますし、あと公共施設の駐車場の一部に車両が進入しないようにチェーン等を張っていたところ、そのチェーンに足を引っかけて転倒し、けがをしたということで、それに対する賠償責任という保険を適用されております。

それ以外の部分については、なかなか事例はありませんけれども、このような形で保険料を支払い、該当するものについては保険を適用させているというふうな状況になります。

以上です。

委員長 総務課長の答弁が終わりました。

質問者の方はよろしいですか。

深澤重勝君。

7番 おはようございます。この件について、保険制度の内容については了解しました。

私がこの件についてあえて聞こうと思ったのは、決算書の抜粋の4ページにあるわけですが、非常勤職員の公務災害補償負担金1,074万4,000円というのは、この件については具体的な内容を聞くというのは、時によってはプライバシーに関わる可能性があるのかなと思って、この内容については聞かなかったわけですが、ただこういう公務災害という、この災害というのは人災なのか自然災害なのかよく分かりませんが、若干答弁の内容によって負担すべき2分の1の負担分が1,000万というようなことを言うておりましたが、人的な補償というのは際限がないと思うのですが、事故によっては、人によっては何千万、何億になるケースだってあり得るわけですから。そういうものに対して、負担金を例えば一般会計的に出すようなことになれば、これは大変なことだろうなということを思ったので、そういうことのためにいろんな保険制度があるものですから、こういう保険に関連するのがあるだろうかなということの関連で聞いたわけです。

これは公務災害ですから、町でいわゆる所有しているものとか、あるいは過失云々あるとかは分からないのですが、そういうようなケース、何億円というような負担金が生じた場合に、繰り返しになります、一般的な会計から負担するようなことになれば大変なことだろうということで、そういう保険制度に加入しているわけです、一般の場合でも。普通のあれで、そういう賠償請求に応じ切れない可能性があった場合を含めて保険に入っている。そういう制度が一般的にあるわけですから、そういう制度的なことを考えてみて、全国の今の保険制度の掛金48万というのは、それについても掛金安いものだなと思って、あと今言ったような公務災害で負担金が1,000万というようなことの関連で聞いたわけです。

ですから、この保険の内容は理解したけれども、とすればこの非常勤職員の公務災害の補償負担金というのは、こういう保険制度の対象外ということの解釈でいいですか。具体的には、詳しい内容を聞けば、その内容は分かるわけですが、今言ったようにプライバシーに関わるようなことがあるとすれば、あまり詳しく聞くのを控えるべきかなと思ってなのですが、言っている意味分かりますか。

委員長 総務課長。

総務課長 非常勤職員公務災害補償負担金の部分についてお答えしたいと思います。

地方公務員災害補償制度については、地方公務員が公務上の災害または通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し及び必要な福祉事業を行い、地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度となっております。その部分といたしましては、まず先ほど説明いたしました全国町村会総合賠償補償保険とは全然別なものというふうに解釈していただきたいと思っております。

この公務災害の部分ですけれども、特徴とし

ては公務上の災害について使用者の無過失責任主義を取り、地方公共団体に過失がなくても補償義務が発生するもの。補償の対象となる損害の範囲は、身体的損害に限られる。通勤災害についても、使用者としての責任を論ずることなく、使用者の支配下でない通勤途上の災害について補償が行われると。さらに、一部年金制が取り入れられており、被災職員及びその遺族の生活の安定と被災職員の社会復帰の促進を考慮した制度となっている点からも、賠償責任保険的な性格とは異なった制度となっております。

非常勤職員の公務災害または通勤災害に対する補償は、地方公務員災害補償法に基づく条例により、地方公共団体等が補償を実施する仕組みとなっております。公務災害補償等業務は岩手県市町村総合事務組合が行っており、同組合が定める市町村議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償を行っているところであります。

岩手県市町村総合事務組合が行う災害補償に要する経費については、同組合が定める負担基準に基づき、一般費用分として構成市町村等が負担するもの、あと災害補償の給付が実際に行われた場合、当該補償給付額の2分の1を特別費用分として該当市町村が負担することとなります。盛岡市を除く県内の市町村、あと一部事務組合等が加入しております岩手県市町村総合事務組合のほうで事務を行っているということになります。令和3年度の例で言いますと、一般費用分として総合事務組合では、まず1,500万を各市町村の人口割等により算出して構成市町村等から負担金として集めています。それらを原資として災害補償を行うと。加えて、該当する市町村については、その補償の2分の1を負担していただくというふうな制度の中で運用を行っているということでご理解いただければと思います。

委員長 質問者の方はよろしいですか。

(はいの声)

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 おはようございます。それでは、私からは早川委員からご質問があり保留しておりました質問について答弁したいと思います。

決算附属資料の59ページでふるさと納税推奨事業につきまして、実施状況における事業費用と決算額の差額が生じているという部分でございます。

まず1点目といたしましては、報償費として5,556万1,000円、返礼品費用というふうに記載しておりますが、こちらは大変申し訳なかったのですけれども、金額の記載の誤りで、正しくは5,565万1,000円となります。5,565万1,000円が正しい数字となります。よろしくお願ひします。

(合っているの声)

ふるさと振興課長 合っていますか。すみません……合っていますね。こちら古い資料になっています。申し訳ございません。ちょっと私の持っていた資料が訂正前でございましたので、今の話はなしでございます。すみませんでした。

こちらにつきまして不足している額なのですが、実施状況、主な事業実績及び決算額ということで、主な事業実績という部分を載せておきまして、需用費の部分の額があまり大きくなかったため、その部分の記載漏れということになっております。需用費の額46万9,000円を加えていただきますと事業決算額と一致いたします。

大変申し訳ありませんでした。よろしくお願ひします。

委員長 ふるさと振興課長の答弁が終わりました。

質問者の方はよろしいですか。

早川久衛君。

9番 ちょっと金額が46万5,000円という、私のこのあれでは事業費1億1,020万2,000円に対して1億973万3,000円、この差が9万6,000円あるのですけれども、その差をちょっと今聞いて

いるのです。この決算額の39万2,000円と今の46万5,000円を足せば合うのだな。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

決算附属資料の事業決算額ですけれども、1億1,020万2,000円という額でございます。まずそこから実施状況、主な事業実績に記載されておりますところの報償費の5,565万1,000円、あと役務費の3,270万2,000円、委託料の1,074万5,000円、使用料及び賃借料の1,063万5,000円を差し引きますと、残金として46万9,000円残りますが、そちらについてが需用費ということでございます。

以上です。

委員長 質問者の方。

早川久衛君。

9番 これちょっと計算ですから、今私またあれしても、ちょっと私の計算では39万2,969円が違うよということを指摘しているわけですから、この数字は今初めて言いましたけれども、これちょっと計算してみないとできませんので、一旦これはこれでまず。今計算するわけには、時間かかりますので、ひとまず終わります。

委員長 では、次に進みます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 おはようございます。9月12日に開催されました健康福祉課の決算審査特別委員会で高橋和子委員からの質問について保留しておりました件につきましてお答えいたします。

健康福祉課の抜粋した決算書23ページ、24ページ、一般会計、4款1項2目衛生費、予備費の12節委託料、新型コロナウイルスワクチン集団接種会場バス運行業務委託料の運行状況についてお答えします。集団接種会場バス運行業務につきましては、西北交通株式会社へ委託し、65歳以上の方を対象としたワクチン接種の1回目、2回目接種の際に運行しました。接種希望者を地域ごとに取りまとめをしましてバスルートを検討し、1日行き帰り合わせて13便運行し、

10日間で合計130便を運行し、739人乗車いたしました。

64歳以下の1回目、2回目接種では、バスの乗車人数が減ることが見込まれたことから、バスの乗車の希望を事前に確認し、希望者の乗車場所に応じてバスルートを確認し、町の職員で対応しました。1日行き帰り合わせて4便運行し、2日間で合計8便運行し、バスの送迎を希望する13人が乗車しております。

ワクチン接種の3回目からは、個別接種の体制が整いましたので、バスの乗車の利用者が減ると見込まれたことから、64歳以下の1回目、2回目の接種と同様の対応をさせていただき、行き帰り合わせて18便を1日運行し、バスの送迎を希望する97人が乗車しております。

また、12日にお答えした際に3事業者からの見積りをいただいたとお答えしたところですが、2事業者の誤りでしたので、訂正しておわび申し上げます。

委員長 健康福祉課長の答弁が終わりました。

質問者の方はよろしいですか。

(いいですの声)

委員長 では、次に進みます。

農業振興課長。

すみません。3委員に対する保留がございますので、1人ずつお願いします。

農業振興課長 改めまして、おはようございます。

9月12日の農業振興課決算審査特別委員会で保留しておりました質問につきまして、順次お答えをしたいというふうに思います。

まず初めに、淀川委員からのご質問ということでございます。質問の内容は、決算附属資料95ページ、産業間連携事業、支援業務委託料の内訳ということでございます。具体的にちょっと数字に入る前ということでございますけれども、この産業間連携の支援業務でございますけれども、第2次西和賀町農業農村振興プランに基づいて6次産業の推進ということで、方針と、それから具体的な事業というものを掲げており

ますけれども、これを具体的に進めるための会議ですか、産業間連携の推進会議というものがありますけれども、それらを具体的に進めるためのコンサルに対する業務委託というものがこの内容になっております。

それで、具体的な内容について順次お示しをしたいと思います。まず、事務局の打合せというものがありますけれども、これは17回ということでございますけれども、この金額が81万5,900円。事務局打合せ17回、81万5,900円。それから、拠点整備に関する農業者からの聞き取り調査というものを行いました。これが17万2,200円。拠点整備に関する農業者聞き取り調査が17万2,200円。そして、岩手県産米の銀河のしずくというものがありますけれども、それを推進するための事業ということで、関係者の打合せを2回ほど開催しましたけれども、これが5万7,400円。銀河のしずく関係者打合せ2回、5万7,400円。そして、産業間連携の推進会議、これ3回でしたけれども、これが36万9,000円。産業間連携推進会議が3回ということで36万9,000円。そして、にしわが食材マルシェ関係の打合せということで、農業者、生産者等との打合せということがありました。これ3回なのですけれども、これが22万1,400円。マルシェの打合せ3回ということで22万1,400円。そして、最終的な報告書の取りまとめ業務ということで11万4,800円。報告書取りまとめ業務11万4,800円。そして、諸経費38万9,300円。

これらを合計すると、委託料の合計が214万円となります。消費税を加えたものということで235万4,000円が委託料の内訳ということとなります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 淀川委員に対する答弁が終わりました。

質問者の方は。

淀川豊君。

10番 事務局打合せ17回ということで、数が多

いわけですが、82万ほどということのご答弁でしたが、これは主に交通費だとか実費等だということなのか。

それと、説明の後半で報告書に取りまとめたということの答弁がありました。報告書の資料提示は今回ないわけですか。その報告書の説明もできればしていただきたいと思います。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 報告書の内容ということなのですが、3回の会議の中身ということで、具体的な話し合われた中身ですとか、このような方向にするとといったことを取りまとめたものですので、発言の内容ですとか協議の内容というものをもとに細かくまとめたものがありますし、それからあと各事業の実績ですとかポイントとといったものをまとめたものがありますけれども、そういったものを取りまとめたものが報告書ということで、ちょっとこちらのほうになるのですけれども、内容になっているというふうなことでございます。

以上でございます。

委員長 淀川豊君。

10番 この後総括質疑も控えておりますので、あまり長々しくこの件を引っ張るつもりはありませんが、今回いろいろな計画の中で産業間連携組織の設置の計画及びそういったことの事業推進のために、具体的にそれを進めるための会議をしたということのご説明がありました。令和3年度はそういうような形で、具体的に事業を進めるような、そういう成果というのはあったのか。これ最後ですので、ちょっとその辺も明確に、慎重にご答弁いただきたいと思っております。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、お答えをしたいと思います。

まず、令和3年度の協議のポイントということでございますけれども、拠点整備の関係、これを掲げまして、今道の駅の移転ですとか、北

部の拠点の整備といったことがありますけれども、そういったことに関して今後どのように進めたらいいのかということの話し合いをしたと。そして、令和4年度につながるその協議のポイントというものをしっかりとまとめることができたというのがまず1つだと思います。

それから、マルシェの関係等々いろいろなご意見を頂戴していますけれども、マルシェの関係も、やはり進めるに当たって改善しなければいけないポイントですとか、要望ですとか、新たな令和4年度にこういった観点から取組をしたらどうかという、そういったことを具体的にまとめることができたというふうに思います。

それからあと、銀河のしずくの関係、米の消費ということでございましたけれども、それに関しても、銀河のしずくに関しては今後町内の流通を進めるといったことで、取組を進めるに値するものであるということで、その部分で成果といった形で取りまとめることができたということでございます。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

(はいの声)

委員長 次に進みます。

農業振興課長。

農業振興課長 引き続きまして、高橋宏委員さんから質問あった件ということで答弁を申し上げます。

内容は、歳入歳出決算書、これは農業振興課抜粋版ということでございますけれども、歳出の9ページから10ページにある部分でございます。西和賀淡水漁業協同組合への補助金、それから外来種駆除事業、ブラックバスですとかブラウントラウトといった外来種駆除の関係といったことでございます。令和3年度は、補助金として80万円を措置しておりました。これは西和賀淡水漁業協同組合が行う稚魚、アユ、ヤマメ、イワナといったものの放流事業に対して補助を行うといった予定でしたけれども、結果と

しては実績がなくて不用額ということでお話をしたわけですが、ちなみにその前の令和2年度につきましては、これは実際に行ったということで、80万円助成しているということでございます。

外来種の駆除に関しては、それとは別ということでございまして、ブラウントラウトについては令和2年度は西和賀地域ブラウントラウト生息状況調査補助金ということで、別途事業を設けた上で80万円を助成しているということでございます。

さらに、平成29年度から令和元年度、31年度といたしますか、元年ということになりますけれども、そのときはブラックバスの駆除事業ということでございまして、湯田の西の堤のブラックバスを駆除したわけなのですが、それは中山間ふるさと・水と土保全対策事業、これは県の基金なのでございますけれども、それを活用して駆除活動をしたといった内容になっているということでございます。

まとめると、淡水漁業に関する補助金とは別途、外来種駆除事業に関しては県の補助金、あるいは別途町の事業を設けて対応したということでございます。

以上でございます。

委員長 高橋宏委員に対する答弁が終わりました。質問者の方はよろしいですか。

高橋宏君。

8番 確認ですけれども、ではブラウントラウトの駆除に関しては淡水漁業協同組合も関わっているけれども、お金として県の補助なりで行っているというふうな理解でいいということですね。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 淡水漁業協同組合が主体となっておりますけれども、お金は別ということで、そのとおりでございます。

以上でございます。

委員長 次に進みます。

農業振興課長。

農業振興課長 それでは、続きまして北村委員さんから質問があった点、3点でございますけれども、一旦ちょっと3点まとめて回答ということでお答えをしたいと思います。順次お答えします。

まず1つ目、決算附属資料91ページ、水田営農活性化対策推進事業、これはゆり価格安定事業ということでございました。それにつきまして、花巻農協が事業主体となっているということでしたけれども、農協以外の個人農家の方、法人の農家も対象としているかといった質問でございましたけれども、これは事業として交付対象者を農協の共同選果場の出荷者ということで限定しているために、農協出荷以外の方への補助というものはないというふうな内容になってございます。農協以外の方はないということです。

それから、2つ目でございます。決算附属資料の100ページということで、畜産振興事業、そのうち性判別精液利用促進事業費ということでございましたけれども、繁殖における成功率ということでございました。これは令和3年度、乳牛のみを対象として、まず60本実施をしたと。受胎数なのですが、60本使って17頭というふうなことで、受胎したのが17頭。ただ、同じ牛に2回種つけをしているのもありますので、単純に割合出せないのですが、実際60本使って17頭が受胎したというふうな内容になっています。

さらに、金額についてなのですが、1本9,350円かかります。そのうち4,250円を町が助成をし、残りにつきましては1,500円がJAで3,600円を農家が負担すると。これらを足し合わせると9,350円になるといったことで、費用の負担の内訳になっているということでございます。

それから、続きまして3つ目でございます。歳入歳出決算書抜粋版です、農業振興課抜粋版

ということで、歳出の3ページから4ページ、畜産廃棄物処理事業費補助金ということで、廃棄物の処理量は幾らかといったこととございました。これは沢内堆肥センターの分、細かいですけれども、2,948.34トンです。そして、湯田地区の堆肥センター、これが98.7トン。合計をすると3,047.04トンということとなります。大体過去の処理量の平均を見ますと3,000トン前後で推移をしているといった状況です。

以上でございます。

北村委員に対する答弁が終わりました。

質問者の方はよろしいですか。

(はいの声)

委員長 次に進みます。

林業振興課長。

林業振興課長 それでは、同じく9月12日、林業振興課分の決算審査特別委員会で保留としておりました質問につきましてお答えをしたいと思います。

初めに、淀川委員に対する答弁ということになります。質問内容は、令和3年度における森林環境譲与税の対象事業ということで、費目の内訳ということとなります。森林環境譲与税でございますけれども、これは私有林の主ということですが、最近放置されて荒れている私有林、これが災害等を引き起こしているということでございまして、大変全国的にも問題になっているわけですが、これの適正管理を図ると、併せて森林の有効活用ですとか教育といった人材育成、そういったものに充てるのが森林環境譲与税の目的ということとなっております。

その上でということですが、内訳は次のようになっております。地域林政アドバイザーの雇用です。給与ですとか共済費含めてなのですが、これが192万5,115円。地域林政アドバイザーの雇用事業として192万5,115円。林地台帳の更新委託料、これが60万9,400円。それから、森林所有者の意向調査委託料、これ

は今回湯田地区を対象として行った部分でございます。これが326万7,000円。森林所有者意向調査の委託料が326万7,000円でございます。そして、森林カルテの委託料、これが200万円ちょうど。それから、民有林の環境保全事業補助金ということで、これが497万2,365円。それから、森のサイクル普及啓発事業、学校関係の教育事業ですけれども、これが7万7,744円。この合計が1,285万1,624円。これが歳出の合計ということとなります。

なお、令和3年度の森林環境譲与税の交付額につきましては1,411万6,000円ということでありまして、このうち1,284万9,000円を先ほど申し上げた歳出の部分の財源として充当し、残った126万7,000円を森林整備の促進基金のほうに積み立てたといった内容になっています。

以上でございます。

委員長 淀川委員に対する答弁が終わりました。

質問者の方。

淀川豊君。

10番 答弁保留ということで資料提供いただけるのかなと思ったところ、口頭の説明ということで、どうしてそういうことになったのかなというふうに思いますが、1,400万の税金の徴収、歳入があって1,280万の事業で予算化をしているということの説明のようではありますが、来年度以降、森林環境譲与税の充当された事業については、予算もそうですが、決算等についても資料として、例えば附属資料であるとか、そういったところに記載をされて我々に説明いただければなと思いますが、その点はどうですか。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 口頭で申し上げて大変申し訳なかったのですが、来年度以降、この使途についてもきちんと明記をした上で提示をしたいと思っております。

委員長 質問者の方、よろしいですか。

(はいの声)

委員長 次に進みます。

林業振興課長。

林業振興課長 続きまして、お答えしたいと思います。

柳沢委員からの質問ということでございました。まきと灯油の価格の比較ということでご質問を頂戴しました。大変申し訳ないのですが、実は林野庁、環境省、それから資源エネルギー庁のホームページ等々、国の関係機関の部分を調査したのですが、これを比較したのを見つけないことができなかったと。民間のホームページも、こういったものを行っているものがなくて、ちょっと具体的に示すことができないということで、大変申し訳ないのですが、そういう状況になっています。

ちなみに、西和賀町の森林組合が販売しているまきの価格ということでお知らせをしたいというふうに思います。2通りあるのですが、割りまきということで、通常皆さんが御覧になっている短い三、四十センチのまきというもの、これ1立米、1間というふうな言い方しますけれども、その原木を切って割ったまきが税抜で2万6,000円、税込みで大体3万近くで2万8,600円ということとなります。これに配達料金というものがありまして、組合員の方については1立米当たり800円、これは税抜ですので、込めると880円ということとなります。組合に対する1立米当たりの販売額が税込みで2万9,480円、大体3万円ということになります。利用されている方々からお伺いすると、大体一冬で3間から4間ということですので、それで計算をすると9万円から12万円ぐらいというふうな計算になるということでございます。

それから、もう一つ、長物まきというものがありまして、先ほど三、四十センチのものが割りまきと申し上げましたけれども長物まきは2.1メートルということで比較的長い、カットしない状態のものもありますけれども、それにつきましては1立米当たり2万円、税抜きということですので、税抜きで運賃込みということですので、組合に対してですけれども、これが

1 立米当たりの販売額、税込みであると 2 万 2,000円ということになります。

以上でございます。

委員長 柳沢委員に対する答弁が終わりました。

質問者の方。

(なしの声)

委員長 次に進みます。

学務課長。

学務課長 おはようございます。学務課で答弁を保留しておりました 3 点のご質問等についてお答えいたします。

まず初めに、淀川委員さんのご質問の際、資料配付をさせていただくことになっておりました西和賀高校魅力化推進ビジョンについて、お手元に資料を配付させていただいております。

表紙をめくっていただき、目次になりますが、序章で本ビジョンの概要、1 章で西和賀高校魅力化の現状、2 章で関係者の意向として実施したアンケート等の内容、3 章で今後に向けた課題、この部分の内容が昨日質問ありました課題を整理したものということになるかと思えます。大きな部分は昨日の質問等にもありましたけれども、西和賀高校のアピールポイントの明確化、そこが大きな課題であると認識しているところです。そして、4 章、魅力化ビジョン、ここも昨日質問を受けました将来像、取組の詳細な方向性ということになります。5 章で推進方策の流れをまとめたものとなります。申し訳ございませんが、内容につきましては時間等の都合もありますので、本ビジョンの内容の確認をお願いできればと存じます。

1 点目につきましては以上となります。

委員長 淀川委員に対する答弁が終わりました。

淀川委員、よろしいですか。

(はいの声)

委員長 次に進みます。

学務課長。

学務課長 それでは次に、高橋宏委員さんからご質問のありました奨学金貸与状況の前年度比較

についてお答えいたします。

お手元に奨学金の貸与状況についての資料を配付させていただきましたので、御覧願います。資料では、令和元年度からの推移ということの資料となります。令和元年度からの推移では、貸付人数ですけれども、17人、13人、10人、新規貸付けは6人、2人、3人と減少傾向にあります。償還についての未納者はありませんが、償還者の経済状況等で相談があった方には、当初予定していた償還計画の見直しを行うなどの対応をさせていただいているという状況にあります。

以上となります。

委員長 高橋宏委員に対する答弁が終わりました。

質問者の方はよろしいですか。

高橋宏君。

8 番 ありがとうございます。確認ですけれども、ということはこの奨学金の事業において、コロナ等によって影響は大きく出ていないという理解でよろしいでしょうか。

委員長 学務課長。

学務課長 ご質問のありましたコロナ関係の部分で影響があるかというところですが、コロナの関係での影響はないと思っております。

委員長 よろしいですか。

(はいの声)

委員長 次に進みます。

学務課長。

学務課長 次に、早川委員さんからの決算附属資料136ページの学校給食調理場整備事業 8 億 5,072万7,000円の内訳についてのご質問にお答えいたします。

お手元に令和3年度学校給食調理場整備事業決算額内訳の資料を配付させていただいておりますので、御覧願います。決算書の科目に沿って金額を整理させていただいております。昨日お話しさせていただいた工事費、給食運搬車購入、除雪機購入、厨房関係、事務関係備品購入、そして一番上の消耗品費につきましては、包丁

や温度計、計量器等の調理器具、そして給食用の食器を更新させていただいておりますし、掃除用具や調理員の白衣、エプロンなどの多岐にわたっているところを申し添えさせていただきます。

そのほかは、申し訳ございませんが、資料のとおりとなりますので、ご確認をお願いします。以上となります。

委員長 早川委員に対する答弁が終わりました。

質問者の方、よろしいですか。

(はいの声)

委員長 次に進みます。

建設課長。

建設課長 建設課からは、昨日の刈田敏委員からの質疑で、令和3年度における町道の改修に係る計画についてお答えをいたします。

町が定めております第2次総合計画の中に主要事業の年度ごとの実施見込みや事業費を定める実施計画というものがございまして、この計画は前年度までの実績を踏まえて毎年度見直しを、いわゆるローリングを行っているものがありますが、町道の改修につきましてもこの実施計画に搭載し、事業実施しているものでありますが、昨日も答弁申し上げているとおり、予算確保の兼ね合いがあり、必ずしも計画どおりに事業を実施できるわけではありません。最近橋梁点検で3判定、早期措置段階と診断された橋梁の補修修繕に予算を振り向けなければならず、道路のほうに回す予算が確保しづらい状況にあります。また、計画段階で想定していなかった災害や、その他特殊事情に対応するため、見直しの際に追加で事業化するものもございまして、そのこともお含みおきいただきたいと思っております。

以上です。

委員長 刈田委員に対する答弁が終わりました。

刈田敏君。

1番 ローリングしながら現状を見ていくということでもあります。道路の分でございますけれど

も、この質問どうかと思いますけれども、効果的な除雪体制基盤ということで、1つで5億円もかかるようなこともありますけれども、それもいろいろ今後の流れるなものでやっていくのかなと思います。全般的に問題点はないのか、それだけ確認しておきます。

委員長 建設課長。

建設課長 まず、全般的な問題点ということでございますけれども、先ほど申し上げているとおり、一番の課題はやはり予算確保だと思っております。あくまでも予算の範囲で優先度、緊急度等を勘案しながら、適宜事業化して事業実施していくということだと思っております。もちろん大型の事業になってきますと、その予算確保が難しいということはあると思いますが、いずれ予算確保が一番の課題かなと思っております。

以上です。

委員長 質問者の方、よろしいですか。

(はいの声)

委員長 それでは、総括質疑に入る前に10時35分まで休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時35分 再開

委員長 休憩を解き会議を続けます。

それでは、総括質疑に入ります。

初日に申し上げましたとおり、総括質疑にあつては複数の款に係る質疑、複数の会計に関する質疑及び全体を通しての総括的な質疑となりますので、よろしく申し上げます。

それでは、認定第1号から認定第9号までの総括質疑を行います。質疑を許します。

刈田敏君。

1番 私からは1点ですけれども、令和3年度決算審査において、町としての考え方を伺うものでありますけれども、事業決算額がゼロ、これ様々な要因がある中、事業を行われていないところもありましたけれども、その中でも気になりましたことが健康福祉課で事業決算額がゼロ、これは老人ショートステイ事業ということ

で、社会的適応が困難な高齢者を一時的に短期入院させることにより、家族等の身体的、精神的負担を軽減するというを目的にしている事業であり、本町にとっては非常に重要な事業と考えております。

そしてまた、町全体として多くの職種の中で人材不足が深刻となっております。対策は取っていると思いますけれども、なかなか追いつかない状況だと思います。まさにこれは国全体の問題ですけれども、少子高齢化により生産年齢人口の減少が問題であり、さらに加速していくものと考えます。

やっぱり対策としては、事業者が労働条件や待遇の見直しを努力していくことは当然でありますけれども、町としても労働条件や待遇を改善するために、就職支援や住宅の整備等、まだまだ検討の余地があるものが多くあると思います。人材不足の対応について、今後の町の対応ということについてお伺いいたします。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 まず最初に、決算附属資料70ページにあります老人ショートステイ事業につきまして、先ほど人材不足でということでお話がありましたけれども、1つ目として、人材不足というところもそうなのですけれども、実際のところの現状と、その状況について先に説明をさせていただきます。

令和3年度につきましては、光寿苑さんのほうで介護人材がちょっと不足するというので、老人ショートステイ事業の受託のほうができないということで契約のほうを締結できなかったのですけれども、やすらぎ会さんのほうではまず契約を継続できるということで、一応その体制のほうは整えていたという状況にはなります。

あともう一つ、老人ショートステイ事業につきましては、介護保険のサービスがある程度、介護を利用している方で短期入所の枠の中で収まるのであれば、介護保険制度のほうが優先ですので、まず基本的には介護保険制度の枠の中

で利用されている方であれば、そちらの介護保険のサービスを利用するということになりますので、まずそちらの枠の中で収まっているということもあって、こちらの超えた分、短期入所の介護サービスの、介護度によって1か月何日までしか使えないということもありますので、それを超えた分の方がいらっしゃらなかったということもあります。

あと緊急を要してというところでも、実際のところさわうち病院のほうでレスパイト入院もできるような体制が整えられたということもありましたので、こちらの老人ショートステイの利用のほうはなかったというところの実態もあるということをご理解いただければと思います。

委員長 町長。

町長 私から、町の人材不足、労働環境等に関する考え方について回答させていただきます。

人材不足につきましては、今委員ご指摘のとおり、国レベルでの全国的な問題もあるかと思えます。国、県、市町村、それぞれの役割において、この状況に対処していかなければならないと思えますが、町としてやれることをしっかりやるということが大事であると思えます。

労働者の住宅の関係、そしてまた新規就農者等に対する支援等は、これまで答弁させていただいた対策をしっかりとやっていくということになると思いますが、特に先ほどお話ありました介護の分野、そしてまた農業等の分野においては労働不足を補う手段として、各事業者さんもいろんな対策を取られております。外国人の確保等もそうだと思います。その辺について、現在の取組で連絡をしながら、どうであればいかという話し合いをして、それぞれの企業さんの取組もありますけれども、そこにもう一步町も踏み込んで、より対応できることがないかというようなものをしっかりと組み上げてというか、相談させていただいて力を入れていかなければいけないなというふうに思っております。

即効性の面では、海外でいろいろ来ていただける方があれば対策をしてということで勉強会をやったりもさせていただいておりますけれども、より踏み込んでできることがないかということと、もう一つ、日本の国で働いている方、西和賀で働いてもらう、あるいはこれから働いてもらうような環境づくりということで、奨学金とか学校での教育等あると思います。その辺で町としてできることをしっかりやっていかなければならないと思っております。

あともう一つは、やはり賃金環境の向上ということが1つ大きいのではないかなというふうに思います。都市レベルの給与というのはなかなか厳しいかもしれませんが、町の消費、支出から考えると、ある程度ネットの部分というか、その部分で収入があればそう都市と変わらないような生活もできると思いますので、それに沿うような賃金上昇に町がどういう役割ができるのかということと考えていかなければならないと思っておりますが、私自身としましては、今のそういう厳しい中であっても稼げるというか、比較的頑張っている会社がありますので、そこで牽引してもらうような応援と、ちょっと重点的な支援になるかもしれませんが、そういうことも思い切って考えてやっていく必要もあるかなというふうに思っております。

そのようなことで、今後はやはり労働不足、そして働く方々の環境というものの向上に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

委員長 刈田敏君。

1 番 町長のほうから今後の考え方を聞かせてもらいました。まさに現状を解決しながら、また並行して新たな相手であったり、そういう事業というものは必要になってくると思いますので、賃金を上げるとすれば、これはどこでやっても同じ環境でありますので、そこを伸ばしながらやっぱりそうやってまたできる分の支援策をやっていく、そういう考えというのは必要だと思います。

そのためには、全課がこれに向けて一緒に気持ちでいかななくてはならないと思うのですが、その辺役場全体としての持っていく方というものもあると思うのですが、その点についてはどのようにお考えですか。

委員長 町長。

町長 お答え申し上げます。

まさにご指摘のとおりだと思います。今のようなお話を具体的な場面、場面において課題を共有して、そちらに向かって今取り組んでいる力を向けるように進めてまいりたいと思っております。

委員長 高橋宏君。

8 番 私からは、各課の説明があったときに、ふるさと振興課のほうの空き家活用促進事業補助金において概算払いを行ったのですが、返済されず、返済未済額ということで質問して、また総括でも併せてお聞きするというので、そういうことでだったと思うのですが、その中で申請の過程においては手続上問題がなかったと、そういうことで交付されたということで、申請手続が問題なかったのに、なぜこういう事例が発生したのか。

交付事業というのは、ふるさと振興課だけでなく他課でもあると思いますので、こういう補助事業における申請要綱は全体で統一されているのか。そういうことをお聞きするというので、先ほど資料を頂いたのですが、会議前に頂いて、まだ全部把握できる状態ではないので、こういう補助事業について庁内全体で統一になっているのか、それとも課ごとに申請において手続上違いがあるのか、その点についてまずお聞きしたいと思います。

委員長 総務課長。

総務課長 補助金の関係の部分についてお答えしたいと思います。

資料としても配付しておりますけれども、まず補助金に係る予算の適正化を図るため、補助金の交付申請決定、その他補助金の交付に関し

必要な事項については西和賀町補助金規則により規定されております。

また、事業ごとに事業補助金の目的、補助対象者、補助対象事業、補助率など、西和賀町補助金交付規則に定めるもののほか、必要な事項については補助金交付要綱を制定し、これらの規定に基づき補助金の適正な事務執行に努めているというところであります。

こういう意味からすれば、まず取扱いについては統一的な考え方で進めているというふうに言えると思います。

委員長 高橋宏君。

8番 担当課の説明のときに、この事業は総額で164万の事業ということで、今日頂いた資料を見ますと事業費2分の1で限度額が50万と、不要物撤去費用ということで限度額10万、合わせて60万ということの補助のようですけれども、このように今は補助金100%の事業というのはなかなかないと思います。となると、今回の場合においても、60万の概算金をいただいても、本人が104万支払わなければいけないということが発生してきますので、本人の支払い能力といたしますか、資産の確認といたしますか、そういう点についてはどのようになっているのかお聞きします。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

今回の空き家活用促進事業補助金につきましては、大変ご迷惑をおかけしているのですけれども、まず今のご質問でいいますところの本人の所持金というか、そういうふうな自己所有のお金についての確認という部分ですけれども、町のほうでは収支予算書という形で頂いておまして、持っている自己資金の中身につきましては、収支予算書のみでの判断ということになっております。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 今担当課の説明だったのですけれども、

ほかの事業においても、今のような手続が通常というふうに理解していいのでしょうか。

委員長 副町長。

副町長 補助金につきましては、事業の内容等を含めまして可能な限り町が支援したいという考え方で進めてきておりました。そういうことから、おのおのの事業の自己資金の部分というのについては確認してきている部分というのはなかったかなというふうには思っております。

各種団体等の補助金、それからイベント等の補助金、いろいろありますので、そういう中で実行委員会と町が事務局等を持っている部分については、基本的には確認取れるという部分もありますけれども、いろんな部分の中で自己資金の確認については行っていないという部分も多くあるのかなというふうには認識しております。

委員長 高橋宏君。

8番 では、先ほども言いましたように、事業費全体のうちの半分で、限度額が50万で撤去の場合10万ということで、これ概算金も分かっているのですよね。今回の場合、60万が全て支払われたということで、概算金支払い、前払いする場合の規定といたしますか、そういう中で補助金を100%支出する、これも通常行われているというふうなことなのでしょうか。

委員長 副町長。

副町長 概算金の部分につきましては、いろいろなケースの中で対応しております。やはり実行する事業の中で不足する部分というのは出てきますので、各種団体の場合であれば、手持ちの部分がこのくらいあるということであれば、それに対してこの金額という部分はありますけれども、逆に実例を申し上げますと、例えば体育協会さんのように全体で交付するというスタイル、各参加団体に交付するというような場合は、手持ち資金が不足するという部分も出てきますので、そういう部分においては全額交付というような形の考え方も持っていかがるを得ない部

分なんかもあるのかなというふうに思っています。

それ以外の部分でも、例えば新しい事業を行うといったような場合、その審査をしてチャレンジしていくというものを応援したいということから、手持ち資金の部分で不足する場合には全額という場合も出てきますので、その部分の内容は、おのこの事業の中で精査させていただいて決定しているというような状況になります。

以上でございます。

委員長 高橋宏君。

8番 今不足する部分というような説明あったのですけれども、監査委員の説明とか見ていると、事業全然行われていないわけですね。行われて、例えばある程度リフォームが進んで、自己資金でもある程度やったのだけれども、どうしても至急に必要なものとか、資材高騰とか、様々な理由あるかもしれませんけれども、それで全部終わらないけれども、何とか概算を支払ってほしいというような事情であれば理解できるのですけれども、事業が全然進まなくて、とにかく不足していると、さっきも言ったように、そもそも補助金が60万で自己資金を104万払わなければいけないということは、ある程度自分でやった中で不足するからというふうに理解するのが普通だと思うのですけれども、全然行ってなくて、自己資金も100万必要なのに、60万先にくれと言われて、はい、払いましたというのは、なかなかちょっと理解できないのですけれども、今回の場合、これでも手続上は問題なかったというふうな理解でいいのでしょうか。

委員長 副町長。

副町長 今私話したのは、全般的な考え方とところで、事業の内容自体によっていろいろ出てくるということをご理解願いたいということでお話した経緯でありました。

今回の部分につきましては、やはり各種団体とは違う部分ということもありますし、個人と

いうスタンスの部分もありますので、精査すべき点は多々あったのかなというふうには認識しております。

委員長 高橋宏君。

8番 いろいろ反省しなければというような話があるのですけれども、こういう町では補助金事業というのは必ず必要なことだと思います。これからもあることだと思うのですけれども、このような事例、何度も繰り返しますけれども、手続上問題なくてこういうことが起きたということは、逆に手続の中に問題があったのではないかと疑問点が出てきます。担当課でも様々な話があったのですけれども、ほかの課でもこういうことが起きないための手だて、現在考えられるような改正点などがあれば報告願いたいのですけれども。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えしたいと思います。

今回の事例の部分については、監査委員さんからもいろいろご指摘を受けているところがあります。まず、要綱等において規定されている部分については、それに従ってやっているということで、こちらのほうも理解はしておりますけれども、ただ書類の審査という部分についてはやはりちょっと不十分な点が多かったのかなというふうに捉えているところがあります。

今後の部分、対応といたしましては、やはり一番最初の手続である補助金申請、この部分について収支計画書なり事業計画書等を提出されますので、その内容についてどういうふうな点をチェックするかという部分を項目立てして、そういうふうなチェックシートをつくって、それで確認していくというふうな考え方。あと概算払いの部分についても、概算払いは特例的な取扱いになるということなので、それ相応の理由が必要になっているということは職員踏まえている点でありますので、そういうふうな部分についてもどういう点を確認したかというふうな部分、そういうふうなチェックするシートを

つくって、それに基づいて事務を進めていくというふうな考え方で対応していきたいというふうに考えております。

委員長 淀川豊君。

10番 今の高橋宏委員の質問に関連で、私からも質問させていただきたいというふうに思いますが、今回、今までのやり取りのとおり要綱に沿った形で、ちょっとチェックが甘かったということのようではありますが、私は今回税金の中から支払われた補助金が、適正な執行ができなくなって返還をさせていただく段階において、それが返還まだ未納になっているというような状況というのは、町政においても大問題ではないかなというふうに思っております。

今副町長からも、担当課長からも、総務課長からも答弁があるわけですが、うがった見方をしているわけではありませんが、大問題だというようなそういうこまめな捉え方を本当にされているのかなということで、非常に危機感を感じるわけですが、今回、課長からの説明によれば現在3万円が返済をされているということではありますが、今後57万円の返還をさせていただかなければならないわけですが、詳細な返済計画であるとか、そういったことはきちっと対応されているのか、まずその点について伺いたいと思います。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

今の質問にお答えする前に、経緯のほうもちょっとお話ししたいと思いますけれども、本件につきましては空き家促進事業補助金の交付決定をした事業に対しまして補助金の概算払いを行ったものでございます。補助事業を完了できない状況となったため、補助金交付取消し、概算払いをした補助金60万円の返還を求めていますけれども、年度内に返還されず未済額として処理となったものでございます。

補助事業の概要は、空き家を取得、改修して自宅とし、定住を目指す内容となっております。

たけれども、まず事業は床など空き家内部の改修と家財道具撤去とする内容で、事業費は164万円として6月4日に申請があり、事業期間が6月15日から7月末までの設定となっていたものでございます。申請では、改修工事に係る必要な添付書類というものが確認されましたし、それをもって適正というようなことで交付決定を行い、また概算払い請求があつて60万円の支払いを行ったということでございました。ただし、11月に入ってから、相手の方より相談がございまして、空き家の所有者との売買調整がうまくいかなかったということで白紙に戻していただきたいというような話がありましたので、まず交付の取消しを行い、返納未済の手続を行ったという流れになっております。

いずれ返納金につきまして、その個人の様々な理由があつたということでございますけれども、まず年度内に返還いただけなかったという部分がありましたので、本人とは直接何度も話をしながらでしたけれども、いずれ本人には返す意思がありますが、一括しては返せないというような話の中から、それではどれくらいずつであれば返済できるのかということを確認し、分納誓約という形で月3万円ずつというような話合いを持ったということでございます。それをもちまして分納誓約についての内部での決裁を取りまして、現在に至っているという流れでございます。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 状況については、今の説明で大体分かりますが、そもそも本空き家の事業については、所有者との家屋の売買契約あるいは賃貸契約等がなければ、事業として進めることができなかった事業だと思うのです。一番基本的なところだと思うのです。それが概算払いをして、それからそれができなかったなんていうようなことは、私個人的には信じられないというか、その要綱上の手続上問題ないと行政は言うわけでは

が、大問題ではないかなというふうに私は思っております。

今回、本人も支払う意思というか、もちろん支払ってもらわなければ困るわけですから、もうそれは当然のことだと思いますが、行政としては手続上何も問題がなかったと、そのまま手続をして、これまでもこういう状況でも、こういう問題は起こったことがなかったということだと思っておりますが、今回の事案に関して本当に事件性がないのか。その辺の精査は、担当課あるいは役場の中でどのような話し合いをされて、何をもちて事件性がないというふうに結論づけて分納の返済ということに結論づけたのか、その点についてお伺いしたいと思います。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 答えいたします。

この事業においての土地、建物の売買の関係という部分でいきますと、まず添付していただくというか、提出していただく資料としては、仮の覚書というような形でも交付申請に至ってはよいということで要綱には定めており、実際に事業が終わった後には確実なそういう契約の書類等についても提出を改めて求めるというふうなことにはなっております。

分納誓約をするに当たり、まず事件性というか、本人の確認という部分というところがやっぱり一番大事だなというふうに思っておりますので、なぜ分納誓約に至ったかといいますと、補助対象者につきましては定期的に連絡を取っているという部分もございますし、あと直接面会をして話をしているというところがございます。また、本人からの申出というか、住所とか連絡先、あと勤務先ですとか、また実家、親族の住所、連絡先等も把握している部分もございますので、そういう部分で本人からは情報を全てご提示いただいている上で進めているというものでございます。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 今回分納、もちろん手持ちの資金が、60万を給付して、その60万がなくなってしまった個人の状況というのは、私はちょっと想像できないわけですが、何か大きな理由がなければそういうふうにはならないと思いますが、分納誓約書を書面で交わして、身元、連絡先もあつたりして、話もしているということですが、特にそれが何回で分納して、いつの時点で完済されるかはちょっと分かりませんが、その補償について誰が補償するわけですか。責任は担当課長が取るのですか、町長が取るのですか。もし仮にその方が連絡つかなくなったり、あるいはもう払う意思がなくなると、払えない状況になったというようなことも考えられると思うのです。そういった中で、これは税金、公金に関わる話なので、その辺の考え方については役場としてどういうふうに考えているのですか。誰が責任取るのですか。

委員長 町長。

町長 答えいたします。

経過等、そして今の状況については担当課長からご説明したとおりでございますけれども、責任についての前に、この問題については本当に大変なことだというふうに私自身考えております。補助金制度につきましては、施策を進める上で非常に大切な手段であると思っております。事業実施をいろいろしていく中で、個人あるいは団体等でその施策に従って事業をやってもらう場合の誘導策として重要であつて、これまでも非常に大きな手段で全国的にも使われているものであり、ただこれまではやはり善人というか、そういう不誠実なような方を前提とするものではなくてということで成り立ってきた部分があつて、そうした中でかなり甘い部分があり、要綱等の設置において、結果的には非常に不備があつたことが引き金、原因にもなっているというふうに認識しております。

それで責任のところでございますけれども、先ほど事件性がないというふうに判断したのか

というお話でございましたけれども、これについて最終的な判断をしている状況にはないと私自身考えております。これまでの対応についても、その返済なりについて本当に履行がなされない場合は、それなりの対応策を取っていかなければならないというふうに考えております。

そういう点で、最終的な判断になれば首長の判断ということになりますので、責任になると思いますが、まだそういう途上にあるというふうに理解をしているところでございます。

委員長 淀川豊君。

10番 町長からも答弁いただいて、もうやめたほうがいいのかなというふうに個人的に思うところもありますが、ちょっとここら辺は町民の皆様方も大変関心を持って聞いております。

町長からも話があったように、補助事業の根幹に関わるような事態だと思うのです。やっぱりそれを善意で捉えて活動につなげていく方々もたくさんいらっしゃるわけだし、今回はましてや町外の方ということとお聞きしています。もうこれから補助事業に関わる地域住民に多分大きな影響があるのではないかなというふうに思います。いろいろ町民からも、どうなっているのだということ個人で問合せもたくさん来ておりますが、最終的にまだ返済状況も含めてどうしていくかということは見守っていかなければならないということだと思うのですが、これは最終的に首長として町長が責任を取ることの再確認になりますが、それでよろしいか、その点について。

委員長 町長。

町長 お答え申し上げます。

法的も含めましてルールに従って、そういう最終的な場面については対処するという考えでございます。

委員長 早川久衛君。

9番 3人目の質問で、同じような関連ですけれども、これはなぜ起きたかというのを私からちょっと考えさせていただきます。

まず1つは、60万の10%、6万円でも貸し借りした場合に、何を思うかと、個人でも。これ役所だからこうなったと思うのです。普通は、我々商人ですから、一番先にいろんなことを調べるわけなのですけれども、大変失礼なのだけれども、人の金と言え失礼なのだけれども、だから簡単にこうしてしまったということで、いろんな交付要綱なりなんなりいっぱいありますけれども、一番問題なのは、隣の淀川君も言われたように、二、三か月の方に交付するというのは、この交付要綱にもないわけですがけれども、まず1つは人間像、それから人間性、素行、この3点は、これ一番欠けていると思う、今回は。それを1つでも調べたかということをお聞きをします。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

今回の補助金を交付するというか、手続するに当たり、補助対象者の方は何度も面会を重ねたところではございます。ただ、そのような中で、まず例えば人間像、人間性、素行というような部分までを把握するには、やっぱりなかなか至らなかったものだと思っております。

以上です。

委員長 早川久衛君。

9番 何回も言うようですけれども、私どもは何百人、何千人という方と取引しているわけですが、一番先に個々の内容を調べますし、法人であれば必ず調査関係のプロからいろいろな内容を聞きますので、それをこの要綱よりも先にやるのが一番ではないか。今回このようなことが起きたのは、先ほど言った3点のところが欠けているから起きたので、これ調べれば当然交付にはならなかったと思いますけれども、今そう思いませんか。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

実際のところは、やはり人間性という部分ですとか、人間像、人間性、素行というような部

分は重要、当然そのように考えるところでございます。移住関係の事業というところで、町外の方を対象にという部分がございますので、それを十分に把握するのは非常に難しいなという部分も正直感じるところでございます。

ただし、そのようなことがあっても、今回のようなことが発生しないようなためには、やっぱり調査的な部分の体制をしっかりとしたり、あと概算払いという部分についても明確な基準というものを持って臨みたいということで、そういうふうに移住された方もある意味町に入ってそういう安心して暮らしていただけるためには、しっかりとしたこちら側の要綱の設定というか、そういう運用の仕方というものをまず確立しなければならないというふうに考えるところでございます。

以上です。

委員長 早川久衛君。

9番 最後になります。実は私のところにこの方、名前は言いませんけれども、三、四か月泊まっているのです。ほとんどの町内の方は信用していませんでした。それで終わります。

委員長 淀川豊君。

10番 別件で質問をさせていただきたいと思えます。

中期財政計画について、企画課の中でも少し質問させていただきましたが、追加で質問をしていきたいというふうに思います。

1点であります。今回令和3年度の決算を受けて、中期財政計画の初年度が令和3年度の計画ということで、少しその結果について見比べて、見込みと比べてみました。例えば基金残高の見通しということで、決算資料にも基金の決算末年度現在高ということで40億程度、現金で37億4,000万ということで記載されておりますが、見込みでいくと基金残高が中期財政計画、令和3年度の見込みで28億程度ということであります。単純に多分これ現金の部分なのか、比べていいのかということも、ちょっと疑問も

あるところですが、令和3年度の結果を踏まえて、中期財政計画、当初では令和8年には財源不足になるということで見通しを立てて、その中で財源不足を解消するための収支改善策ということで計画をされて、年に1億から2億の収入確保を目指していかなければいけないということで計画がつけられておりますが、今回少し基金の金額ということも含めて、コロナ交付金であったり、いろいろな交付金が令和2年から3年と多かったというような状況もあるかと思いますが、多分決算を終えてローリングをかけるということになると思いますので、どちらかというと下方修正よりは上方修正というか、プラスの修正部分になるのかなというふうに思いますが、今後、令和3年のこういった状況を踏まえても、例えば財源不足に向けた収支改善策等は、これからも中期財政計画どおりといえますか、ある程度その形に沿って進めていくおつもりなのか、その点についてお聞きしたいと思います。

委員長 企画課長。

企画課長 お答えしたいと思います。

まず初めに、中期財政計画でございますが、町の歳入の約5割を占める普通交付税の減少に加え、公債費の将来負担が今後高い比率で推移していくということが見込まれまして、令和8年度には財源不足になるということが想定されました。このことから令和2年度に新たな財政需要に対応する今後10年間の計画、いわゆる中期財政計画を策定したものでございます。

令和3年度、昨年度につきましては、令和2年度の決算、また国の地方財政計画を踏まえながら計画の見直しをさせてもらってございます。先ほど委員からご指摘ありました令和3年度の基金の残高でございますけれども、決算書に確かに財産に関する調書の部分に記載のとおり、約40億5,600万ほどの残高になってございます。この決算額は、一般会計から特別会計全ての合計という金額でございます。中期財政計画では、

一般会計の部分だけの基金ということで集計をさせた中での計画になってございましたので、若干見方が変わってくる場合がございます。

中期財政計画策定当時、確かに委員のお話がありましたとおり、令和3年度末の見込みでは28億円程度ということで想定をしてございました。昨年度の決算を踏まえまして見直しを行った結果、約32億円程度の計画ということでの見直しをしてございます。見直しした計画につきましては、ホームページに掲載しておりますので、資料のほうを御覧いただければと思います。令和3年度の決算を見たところ、一般会計の基金の合計約33億円ということで、おおむね計画どおり推移しているというふうに私どもは考えてございます。

基金のほうは、令和4年度の当初予算で約5億円ほど取崩しをしてございます。やはり当初予算を組む上で基金というのは必要不可欠、欠かせない財源であるというふうに思っておるところでございます。

あと今後の財源不足への考え方といいますか、中期財政計画は様々な町の取組を抑制するというを目的としているものでございませぬので、限りある予算で、いかに財政規律を維持しながら事業を行っていくかということになる、中期財政計画は道筋であるというふうに私は考えてございます。

今後も行革を着実に取り組みながらやっていくのが重要になってくるというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長 淀川豊君。

10番 基金の見方ということで課長からご説明がありました。計画どおりということのようではありますが、さらなる努力をしていかなければならないということだというふうに思います。

今回、令和3年度各課全体の1年間の状況ということで決算審査特別委員会を進めてきたわけです。いろいろな議論もあつたり、もちろん

ちょっと問題もあつたり、そういうことがあつたわけですが、町長におかれましては11月の選挙ということで、令和3年度の事業については半分終わった段階で町長におなりになられたというような状況かと思いますが、現状の役場の状況ということについては、明確に認識できたのではないかなというふうに個人的には思っております。

もちろん議会でも厳しい質問もさせていただいたわけですが、特にそのことをいつまでも問い詰めながら、このまま共に沈んでいくというような思いは持っておりません。個人的には悪いところは正していけばいいと、前に向かって進んでいくしかないということで考えておりますが、町長は今回の審査全般を受けて、令和3年度の決算、そして令和4年度はもう半分以上進んでいるわけですが、今後の町政についてどのような考え方で取り組まれるか、また令和3年度の決算についてはどのような感想を持たれたのか、その点についてお聞きしたいと思います。

委員長 町長。

町長 お答え申し上げます。

私の政治姿勢といたしましては、基本的には対話を持って、いろいろな問題解決していくと。その上で地域の持続性を確保していくのだという考えで当たっております。そういう点ではいろんなお話をいただいて、こちらも考え、また提示させていただいてお答えいただいて発展させていくという取組でやっていくということで考えております。

そうした中で、町において現実的な部分としては、高齢化になっていろんな使われない施設だったり、高齢化に伴って負担しなければならぬ点があつて、その辺はしっかり冷静に認めて、やめるものはやめるとか、整理するものは整理するというようなことで当たっていかなければならないと思います。

一方で、持続性を考えた場合に新たな投資と

いう部分も必要であって、その辺のバランスをどう取っていくかというときに、やはり一番重要になるのはお金の問題になると思います。そういう点で、先ほどお話ありました財政計画なりを見据えてやっていかなければならないというふうに思っております。

そういうことで、今回の決算を受けて、それが次につながる、今申し上げましたような方向につながるような決算であるというふうに受け止めておりますので、それをしっかり受け止めていただけて、次なる展開につなげさせていただきたいなというふうに考えております。

委員長 早川久衛君。

9 番 終盤になったようで、1つだけお願いがあります。決算附属資料、本年度の決算額が出て財源の内訳がある、この決算書を見れば一番内容まで全部分かるのだけれども、できれば例えば1億なら1億の予算があって、何ぼかはきちっと合うのはあるのだけれども、かなり合わないのはいっぱいあるのです。そうなれば、こっちを全部やらなければならないわけで、もしあれだったら、例えば50万合わなかったら何ページにあるとか最後に金額を出して、そうなれば本当の決算書になるのではないかと思いますけれども、それは技術的にはできませんか。

委員長 副町長。

副町長 今の話は、附属資料の中の事業決算額と、それから実施状況の金額のところのずれという部分かなというふうに認識してお聞きしたところです。歳出の項目がいっぱいになる場合、欄が不足する部分も出てくると思いますので、そういう部分については少額部分はちょっと何々などという格好でまとめさせていただいて合わせていくというようなスタイルであれば可能かなというふうに思いますので、そういう部分でちょっと対応できる部分をしていきたいなというふうに思います。よろしくお願ひします。

委員長 早川久衛君。

9 番 何とか一目で収支が分かるようにひとつ

お願ひします。

追加でちょっと生涯学習課の8ページ、抜粋の中で不用額が27万七千何がしか出ていますけれども、この不用額は何ですか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 文化創造館費の委託料の部分ですね。27万7,000円の部分でしょうか。

(はいの声)

生涯学習課長 不用額ですけれども、文化創造館の管理員の管理業務委託料、こちらのほうが11万7,000円ほど残額が出ておりますし、除雪業務委託料、こちらが14万9,000円ほど残額が出ております。

文化創造館のホワイエのほうなのですが、こちらのほうを民間の業者さんとかに委託して払っているものですが、当初かなり積雪がありましたけれども、後半ちょっと落ち着いたこともあり、民間業者のほうに委託しないで済んだという部分で不用額が出ております。

以上です。

委員長 早川久衛君。

9 番 なぜこれを聞いたかといいますと、実は演劇で、湯田、沢内両中学校が演劇をやっているわけなのだけれども、事情によって沢内中学校は中止をしたと。その不用額だと思ったところが、今それは全くないわけで、沢内中学校に行かないその金はどこに行ったのですか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 中学生演劇の沢内中学校の分は補正で減額させていただいておりますので、その分の予算の残額は400円となっております。補正で落とさせていただいております。

委員長 早川久衛君。

9 番 分かりました。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 なければ、総括質疑を終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で決算審査特別委員会に付託されました令和3年度西和賀町一般会計ほか6特別会計の歳入歳出決算、2事業会計に係る決算の全てについての審査を終了いたしました。

これより各認定議案について表決を行います。

認定第1号 令和3年度西和賀町一般会計歳入歳出決算の認定について、本案を認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

よって、本案は認定すべきとして議長に報告いたします。

続いて、認定第2号 令和3年度西和賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

よって、本案は認定すべきとして議長に報告いたします。

続いて、認定第3号 令和3年度西和賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

よって、本案は認定すべきとして議長に報告いたします。

続いて、認定第4号 令和3年度西和賀町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

よって、本案は認定すべきとして議長に報告いたします。

続いて、認定第5号 令和3年度西和賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につい

て、本案を認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

よって、本案は認定すべきとして議長に報告いたします。

続いて、認定第6号 令和3年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

よって、本案は認定すべきとして議長に報告いたします。

続いて、認定第7号 令和3年度西和賀町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

よって、本案は認定すべきとして議長に報告いたします。

続いて、認定第8号 令和3年度町立西和賀さわうち病院事業会計決算の認定について、本案を認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

よって、本案は認定すべきとして議長に報告いたします。

続いて、認定第9号 令和3年度西和賀町水道事業会計決算の認定について、本案を認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

よって、本案は認定すべきとして議長に報告いたします。

以上で各認定議案の表決を終わります。

本決算審査特別委員会の審査が終了したことを議長に報告するとともに、16日の本会議にお

いて本委員会で審査した内容について報告いたします。

これをもって決算審査特別委員会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

午前11時39分 閉 会